

① 全体

② 調査

③ 発行

④ 支援

りさいしょうめいしょ

# 罹災証明書とは



首都直下地震など大規模な震災が発生したとき、被災した住家の被害程度を公的に証明する書類が罹災証明書です。区長は被害の状況を調査し、罹災証明書を発行することが義務づけられています。(災害対策基本法 第九十条の二)

りさいしょうめいしょ

## 罹災証明書の発行から支援までの流れ

① 調査

発災から  
10日後～

### 被害認定調査

調査は国の被害認定基準に基づき職員が行います。(※)

(※)東京都内では、同じシステム・同じガイドライン・同じ研修を受けて、相互に応援体制ができており、どの職員でも公正な調査が可能です。

② 発行

発災から  
28日後～

### 罹災証明書発行

被災者の皆さんの同意を得ながら罹災証明書を発行します。

罹災証明書は、「被災者生活再建支援金」「被災住宅の応急修理」「税の減免」等、様々な支援を受けるために必要で、生活再建のパスポートともいわれています。

\*罹災証明書の発行時に、「被災者台帳」を作成します。

りさいしょうめいしょ 罹災証明書
どの建物で
誰が
どの程度の被害を受けたか
証明する

③ 支援

発災から  
28日後～

### 生活再建相談・支援

「被災者台帳」を活用して、漏れなく・重複なく・継続的に支援(※)を実施していきます。

(※)被災者生活再建支援金・被災住宅の応急修理・税の減免 等

## 被災者生活再建支援システム